

# 奈良県教育委員会訓令第一号

教育委員会事務局

奈良県教育委員会の権限に属する事務の教育長専決に関する規程（昭和五十三年七月奈良県教育委員会訓令甲第一号）の一部を次のように改正し、平成三十一年四月一日から施行する。

平成三十一年三月二十九日

奈良県教育委員会教育長 吉田育弘

第二条第一項中「第二条の各号に規定する」を「第二条第一項各号に掲げる」に改め、同項第一号中「第二条第一号」を「第二条第一項第一号」に改め、同項第二号中「第二条第八号」を「第二条第一項第八号」に改め、同項第三号中「第二条第九号」を「第二条第一項第九号」に改め、同項第四号中「第二条第十九号」を「第二条第一項第十七号」に改め、同項第五号中「第二条第二十二号から第二十五号まで」を「第二条第一項第二十号から第二十三号まで」に改め、同条第二項中「第二条第二十五号」を「第二条第一項第二十三号」に、「課長、」を「課長及び」に改め、「及び同条第四項第一号に規定する所長」を削る。